

第5章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 歴史的風致形成建造物の指定に関する基本的な考え方

高岡の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるものを、歴史的風致形成建造物として指定する。

具体的には、佐野家住宅（御馬出町）や旧南部鑄造所（金屋本町）、旧伏木測候所（古国府）、棚田家住宅（伏木錦町）などの登録有形文化財が歴史的風致形成建造物としての指定が想定される。

なお、重点区域内で文化財若しくは景観重要建造物に指定又は登録されていない歴史的建造物については、今後も継続的に調査を実施したうえ、次に掲げる指定基準、指定対象に該当する場合は随時追加指定する。

2 歴史的風致形成建造物の指定基準

次のいずれかに該当する歴史的建造物を指定する。

- ①意匠、形態、技術性が優れているもの
- ②歴史性、地方性、希少性の観点から価値が高く、保全が必要なもの
- ③外観が景観形成上重要なものであり、重点区域における歴史的風致の維持及び向上のために必要なもの

3 歴史的風致形成建造物の指定対象

次のいずれかに該当する歴史的建造物を指定の対象とする。

- ①富山県文化財保護条例（昭和38年富山県条例第11号）第4条第1項に基づく県指定有形文化財
- ②高岡市文化財保護に関する条例（平成17年条例第218号）第4条第1項に基づく市指定有形文化財
- ③文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項に基づく登録有形文化財
- ④景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項に基づく景観重要建造物及び同法第8条第2項第5号ロの景観重要公共施設
- ⑤その他、高岡の歴史的風致の維持及び向上を図るうえで必要かつ重要なものとして特に市長が認める建造物

4 歴史的風致形成建造物の指定及び指定候補

歴史的風致形成建造物として指定した建造物及び指定が想定される具体的な建造物は、次のとおりである。

①市指定有形文化財

No.	名称	写真	所在地	所有者
1	五福町神明社本殿 第9号 平成28年8月1日指定		五福町 12-50	宗教法人 五福町神明社
2	大手町神明社拝殿 第7号 平成26年8月26日指定		大手町 8-14	宗教法人 大手町神明社
3	旧秋元家住宅 第6号 平成25年7月10日指定		伏木古国府 7-49	高岡市

②登録有形文化財

No.	名称	写真	所在地	所有者
4	佐野家住宅(主屋・茶室・ 1番の蔵・2番の蔵・調度 蔵・味噌蔵・防火壁) 第3号 平成25年7月10日指定		御馬出町	個人所有
5	清都酒造場主屋		京町	個人所有
6	旧南部鑄造所キュポラ・ 煙突		金屋本町 3-45	株式会社 ノースラ ンド

7	有磯正八幡宮本殿・釣殿・拝殿及び幣殿		横田町 3-1-1	宗教法人 有磯正八幡宮
8	若井家住宅主屋（旧中越銀行） 第2号 平成24年8月1日指定		川原町	個人所有
9	高岡商工会議所伏木支所（旧伏木銀行） 第1号 平成24年8月1日指定		伏木湊町 7-1	高岡商工会議所
10	棚田家住宅（主屋・味噌蔵・道具蔵・衣装蔵）		伏木錦町	個人所有
11	谷村家住宅主屋		伏木中央町	個人所有
12	能松家住宅主屋		吉久	個人所有
13	有藤家住宅 第8号 平成26年8月26日指定		吉久	個人所有
14	旧伏木測候所庁舎・測風塔 第5号 平成25年7月10日指定		伏木古国府 12-5	高岡市

15	丸谷家住宅主屋・土蔵 (旧津野家住宅) 第4号 平成25年7月10日指定		吉久	個人所有
----	---	---	----	------

③その他の建造物

No.	名称	写真	所在地	所有者
16	富田家旧鋳物工場		金屋本町	個人所有